和光市権利擁護センター・中核機関業務委託業者の公募に係る審査結果報告書

令和７年２月２１日

和光市権利擁護センター・中核機関業務委託業者選定委員会

１　実施の目的及び経緯

和光市は、和光市成年後見制度利用促進基本計画における中核機関として位置づけられた権利擁護センターとして、和光市権利擁護センター事業実施要綱第１条の事業の趣旨に従い、高齢者及び障害者に対する権利擁護を行う外部の事業者に委託する当該事業を実施する。

委託にあたっては、本事業の業務が各種給付制度や債務整理等に関する高度な知識と被保護者に係る事業の実績を有した人材の確保を必要とする特殊な内容であることから、知識・技術・経験・対応能力・予算等から総合的に審査し、本業務に最適な委託事業者を選定するため、優先交渉権者の公募を実施したものです。

公募の結果、１者から参加申込書等が提出されました。当委員会では、参加事業者としての適格性、事業提案の内容等について公開プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、優先交渉権者を選定しましたので、ここにその結果を報告します。

２　事業の概要

⑴ 主な業務内容

ア　権利擁護全般に関する相談窓口業務

イ　相談者に対するアセスメント（課題整理）業務及びアセスメントシートの作成

ウ　成年後見制度の利用支援業務

エ　権利擁護に関する広報及び啓発業務

オ　相談会の実施及びその周知

※相談会は隔月１回以上、市内の各地区の公共施設を利用して実施すること。

カ　地域包括支援センター及び障害者相談支援事業所等との連絡調整業務

キ　コミュニティケア会議等への参加（必要時）

ク　成年後見支援会議等（月１回実施）の運営、議事録作成、参加及び懸案事項の上程

※オンライン会議も視野に入れて実施すること。

ケ　市民後見人養成講座の実施をすること。

※市民後見人養成講座は、座学７日間、実習３日間、計 10 日間を目安とすること。

※実施方法は、講義動画視聴（ZOOM やオンデマンド配信等）も活用し、受講者の利便性を考慮すること。

コ　市民後見人の活動支援業務

サ　成年後見人等候補者に関する情報提供業務

シ　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

⑵ 履行期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

３　選定の経過

日程	内容
令和７年１月１０日（金）	公示（仕様書等の公表）
令和７年１月１０日（金）～ 令和７年１月１７日（金）午後５時必着	質問票の受付期間
令和７年１月２７日（月）	質問の回答 ※受け付けた質問１４件の回答を公表
令和７年１月１０日（金）～ 令和７年２月３日（月）正午必着	提出書類の受付期間
令和７年２月１４日（金）	第１回選定委員会 （公開プレゼンテーション及びヒアリング）

※５者以上から提案があった場合は書類審査（一次審査）を予定しておりましたが、１者からの提案だったため実施せず、プレゼンテーション及びヒアリングのみの評価となりました。

４　選定委員会委員

役　職	氏　名	備　考
委員長	長坂　裕一	福祉部長
委　員	高野　晴之	財政課長
委　員	梅津　俊之	長寿あんしん課長
委　員	野口　晋央	生活支援課長
委　員	三富　応樹	障害福祉課長
委　員	細野　文裕	地域共生推進課長

５　評価方法

当委員会における選定の評価は、企画提案書等の内容に加え、公開プレゼンテーション及びヒアリングでの補足説明と質疑応答による委員の平均審査点（８５点満点）及び見積額評価点（１５点満点）の合計を評価点とし、１００点満点とする総合的な評価により行うこととし、最高得点の参加事業者を優先交渉権者としました。

また、選定基準点を６０点とし、これを超える評価を得なければ、選定されないこととしました。

評価項目及び配点

基準	詳細	配点
１　本業務への理解	権利擁護センター・中核機関業務に関して、制度の内容や業務全般についての理解があるか。	１０点
２　知識・手法	権利擁護センター・中核機関業務に関して市の現状を	１０点

	正確に把握し、理解があるか。また、それを実施できる手法を備えているか。	
3　企画提案書の内容	地域共生社会の実現に向けて市等に求められる役割や今後の和光市における地域福祉のあり方を理解した提案がなされているか。	１５点
4　権利擁護に関する周知・研修内容	実施方法、内容、スケジュール等具体的に提示されており、工程、内容等が適切であるか。	１０点
5　業務実施体制	担当者の経験や専門性、人員配置等から、きめ細やかな支援が期待できるか。	１０点
6　業務経歴	本事業と同種・類似事業の実績があるか。	５点
7 個人情報保護の取り扱い・危機管理	個人情報保護の管理体制、危機管理方法が適切であるか。	１０点
8　プレゼンテーション・ヒアリング	明瞭でわかりやすいプレゼンテーションを行い、積極的な取組み姿勢が示されているか。また、選考委員の質問に対して、明確・明快・迅速に回答しているか。	１０点
9　その他	自由提案の内容、意欲、姿勢	５点

基準	詳細	配点
1　見積金額	委託料限度額に対する減額率	１５点

６　審査結果及び選定委員会の意見

⑴ 審査結果

ア　評価点

順位	事業者名	代表者名及び所在地	評価点
1	社会福祉法人 和光市社会福祉協議会	会長　木田　亮 埼玉県和光市南一丁目２３番１号	６５．７点

イ　優先交渉権者

社会福祉法人和光市社会福祉協議会

評価点　６５．７点

⑵　選定理由

当委員会では、提出された企画提案書等の内容に加え、公開プレゼンテーション及びヒアリングにおける参加事業者の提案内容の説明及び質疑応答により、総合的に評価した結果、社会福祉法人和光市社会福祉協議会を優先交渉権者として選定しました。

社会福祉法人和光市社会福祉協議会は、業務経歴やプレゼンテーション・ヒアリングでの明瞭な回答であった点等が特に高く評価いたしました。また市民後見人養成講座の開催方法等において、従来の会場での講義形式に加え、オンライン配信等も検討

されており、従来の講座では参加が困難であった受講希望者等への受講機会拡大など実現可能と思われる独自提案があったことに加え、業務についても柔軟な対応ができる組織体制であると期待できたことから、優先交渉権者として選定に至りました。

以上